

加古川市・播磨町公平委員会特定個人情報等取扱要綱

平成 28 年 2 月 10 日
公平委員会決定

加古川市・播磨町公平委員会における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号及び同条第 8 項に規定する特定個人情報の取扱いについては、別に定めるものを除くほか、加古川市特定個人情報等取扱要綱（平成 27 年 11 月 10 日市長決定）の例による。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 10 日から施行する。